



2015 年合格目標「弱点克服講座」

民事訴訟（執行・保全）法、供託法、司法書士法

1 平成 26 年度の本試験

(1) 出題の範囲、形式、難易度／例年との比較

(2) 本試験の出題例（第 4 問／既判力）

(3) 難問への対応（第 3 問／証拠調べ）

2 来年度の合格のために必要なこと／正答率 60%以上の人

(1) 択一試験の位置づけ

ア 択一試験は、非情である（○か×のいずれか）。

イ △を 2 肢以上付けた問題が 3 問以上あると、合格は困難。

ウ 難問を 1～2 肢入れる問題が数問ある。

(2) 年内にすべきこと

ア 問題の各肢（12 問×5 肢 ＝ 60 肢）の分析

イ 各肢ごとに虱つぶしに、分析する。

ウ 分析の中身（(1) ウへの対応）

(3) 年明け～本試験は、反復

3 来年度の合格のために必要なこと／正答率 60%以下の人

(1) テキスト

その基礎知識（意義、要件、効果）を正確に理解する。

(2) 条文、判例、先例

重要かつ基本的なものは正確に理解する（暗記するくらいに）。

(3) 過去問

各肢ごとに虱つぶしに、反復する（暗記するくらいに）。

4 弱点克服講座の紹介

(1) 楽しい勉強

民訴系の基礎知識を、楽しく勉強する。

(2) 設例重視の講義

講師が実務で手がけた案件を用いる。

(3) 関連学習

民法、不動産登記法との関連知識に言及する。

(4) 復習中心

復習シートに基づいて、徹底して自習する環境を提供する。

(5) 知識の確認

講義前の確認テスト（過去問中心）により、知識を確認する。

5 講師の希望する受講者

(1) 平成27年度の合格を目指す人

(2) 民訴系の科目について苦手意識のある人

(3) 受験歴が長くて、心機一転を図りたい人

(4) 民訴系の科目の初学者

(5) 志（こころざし）の高い人

合格後に法律家（認定司法書士）として活躍したい人

6 使用テキストの紹介

オリジナルテキスト（豊富な「図表集」付き）

以上

本試験の出題例／平成26（2014）年度

第4問 確定判決の効力に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア 裁判所がある訴訟要件を欠くことを理由に訴えを却下する判決を言い渡し、その判決が確定した場合には、その後当該訴訟要件が具備されたときであっても、同一の訴えを提起することはできない。
- イ 当事者の一方が相手方の権利を害する意図の下に、相手方が訴訟手続に関与することを妨げるなどの不正な行為を行い、その結果本来であればあり得ない内容の確定判決を取得して執行し、損害を与えた場合には、相手方は、再審の訴えを提起できるときであっても、別訴で不法行為に基づき当該損害の賠償を請求することができる。
- ウ 売買契約による所有権の移転を請求原因とする所有権確認訴訟において、売主である被告が詐欺による取消権を行使することができたのにこれを行行使しないまま口頭弁論が終結し、請求認容判決が確定した場合には、売主がその後の同一当事者間での訴訟において当該取消権を行使して所有権の存否を争うことは許されない。
- エ 一個の債権の数量的な一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えが提起された場合、当該一部の請求についての確定判決の既判力は、残部の請求にも及ぶ。
- オ 口頭弁論終結後の承継人として確定判決の効力を受ける者は、再審の訴えの原告適格を有する。

第4問（解答例）

- ア × 既判力の時的限界の問題
- イ ○ 確定判決の騙取と不法行為（最判昭44・7・8）
- ウ ○ 既判力の時的限界（最判昭55・10・23）
- エ × 一部請求と既判力（最判昭37・8・10）
- オ ○ 既判力の主観的範囲（最判昭46・6・3）